

開催日時：2003年10月12日（日） 13：00～15：10

場 所：ぱ・る・るプラザ京都 5階 会議室2

参加者数：委員9名 他部会委員2名

1 決定事項

- ・次回の部会は、10/24（金）10:00～12:00に開催する。
- ・部会とりまとめ案は、今日の議論をもとに部会長が修正する。後日、修正案を委員に送って意見を求める。
- ・整備内容シート（治水部分）への意見は、江頭委員が各委員からの意見をふまえて文案を作成し、10/15の意見書作業部会に提出する。堤防関連箇所については水山委員がチェックする。

2 検討内容

委員会等の状況報告

庶務より、資料1「第25回委員会（2003.9.30開催）結果報告、第6回利水部会検討会（2003.9.19開催）結果概要、第4回治水部会検討会（2003.9.11開催）結果概要」を用いて、委員会及び部会の活動状況等について報告が行われた。

淀川水系河川整備計画基礎原案に対する意見書とりまとめに向けた意見交換

主に、資料2-1-2「治水部会とりまとめ（案）」、資料2-2-1「淀川水系河川整備計画基礎原案についての意見書（素案）」、資料2-3「『淀川水系河川整備計画基礎原案に係る具体的な整備内容シート』に関する委員意見」を参考にして、意見書とりまとめに向けた意見交換が行われた。主な意見は以下の通り。

堤防補強について

- ・淀川堤防強化検討委員会で考えられている工法（緩傾斜堤防）では、「河積を縮めることになってしまうが、それで良いのか。どう考えるのかを河川管理者はきちんと示すべき」と意見したい。（部会長）
- ・基礎原案や整備内容シートでは、大規模な堤防補強を慌てて決めて進めようとしているように見える。堤防の緩傾斜化も、環境への影響や河積を縮めない工法について検討した上で出されたベストな案なのか疑問。試験施工的なものを行いながら徐々に進めていくべき。

破堤による「壊滅的」な被害の回避・軽減について

- ・基礎原案では「壊滅的」という言葉が消えて、「破堤による被害の回避・軽減を目標」となっている。（部会長）

基礎原案から「壊滅的」が消えてしまうと、提言の趣旨と違ってくるのではないか。

何が「壊滅的」被害なのか問題。定義が難しいが、やはり「壊滅的」な被害とは人命の喪失であり、その主な要因が破堤ということではないか。

- ・破堤による被害の一方で、琵琶湖周辺等のゆっくりとした浸水被害をどう考えるか。

スーパー堤防整備によって、家屋等の立て替えが生じた際には、国がその費用を負担できる制度になっている。しかし、浸水被害を軽減するための住宅のピロティ化や土地利用規制の際には、国が費用を負担できる制度になっていない。法令の制定・改正について意見

してはどうか。

「自分で守る」「地域で守る」「地域で守る」

- ・最初は破堤による被害の軽減対策として上手くまとめていると思ったが、中身は従来どおりではないか。住民の防災意識の啓発についても記述されているが、むしろ防災関係者（自治体、水防団等）の意識が低いことが問題。

ダムについて

- ・効果の少なかったダムや逆効果をもたらしたダムの再調査についても言及しておく必要があるのではないか。
- ・「有効」という言葉は、「部分的に有効だ」という意味で使用している、というが、そう読めない可能性がある。誤解を受けないよう、何に対して有効であるといっているのかを明確にさせるべき。
- ・これからは、ダムをつくるとしても、全く違うやり方でやっていくのだということがわかるような記述にして欲しい。
- ・大戸川は土砂流出が大きいので、「移動床モデル」を用いた評価による検討をお願いしたい。

大津放水路について

- ・第2期区間についてどう考えるか。第1期区間の効果を十分に引き出すためには、第2期区間の整備を続けた方がよいという考え方もある。

その考えはこれまでのダム建設の論理と同じ。やめるべきものには、やめるべきと言っていくべき。（部会長）

基礎原案に対して意見するとすれば、「検討項目に含めるべき」「実施すべき」が考えられるが、そう意見できるほど十分な議論ができていないのでは。

府県管理区間について

- ・直轄区間とそれ以外の問題も加えてほしい。ダムにしても、国管理の部分だけそうしても意味がない、という問題がある。
- ・砂防ダムや堰も含めた一貫性が必要だ。

以上

このお知らせは委員の皆様にご会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。審議の主な内容については「結果概要」を参照下さい。